静岡市電子納品要領・基準（案）【簡易Ｑ＆Ａ】

No.	項目	ページ	質問	回答
1	2.2.2業務概要	P.10	2.2.2業務概要について、納品後のデータ管理を考えると、一部の項目については事前協議の際に発注者側が示すべきと思いますが？ （1,2,3,4,5,6,7,8,13,14,15） また、将来電子データで管理（P.82参照）するのであれば ・No.1「分野」はチェック入力ではなく、具体的な名称あるいはコード番号とすべきではないでしょうか？	契約段階にて受注者が全ての情報を知り得ていることより、事前協議にて発注者がこれらの情報を示す必要はないものと考えています。
2				分野のチェック項目においてもシステム取り込み時に変換可能と考えております。
3		P.26	写真に関する説明文を求めているが、どのような内容の説明を求めているのか。また、発注者側は、どのような方法で納品された写真データを閲覧するのですか？	写真に関する説明文には、写真だけでは状況が分からない場合や特筆すべき事項がある場合の説明を記入するものです。写真データの閲覧は、ビューワソフトが格納されている場合はビューワ―ソフトを利用して閲覧を行い、ビューワソフトがない場合はPCにインストールされているビューワ（エクスプローラ等）にて閲覧することを想定しています。
4		P.27 P.63	写真のファイル名に日本語（２バイト）を求めているが、国交省のデジタル写真管理情報基準(案)では写真のファイル名は半角英数大文字12文字と定められている。従って、P.28で「写真管理ソフトの利用」について記述がなされているが、現実的には写真管理ソフトは利用できないと思いますが？	写真管理ソフトを利用する場合は、フォルダ構成や写真ファイル名は静岡市電子納品要領・基準（案）に従うことなく納品することができることとしております。（P.2、P.28、P.63） P.2 写真の電子納品については、既に国土交通省もしくは静岡県における電子納品に慣れている方を考慮し、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準(案)」に準拠した電子成果物の納品を妨げるものではありません。 P.28、P.63 このように、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準(案)」に準拠した電子成果物の納品を妨げるものではありません。
5		P.27 P.28 P.63	写真の編集は一切認めない方が良いと思うが？（明るさや回転は、見るときに補正できる。パノラマ加工やつなぎ加工した写真は参考資料とする。）	写真の編集は、原則認めないこととしています。 ただ、写真を編集した場合には、ファイル名に「○○○○補正」と明記させることより、明るさや補正や回転・パノラマ・つなぎなどの写真を編集することは認めております。
6		P.61	「写真ビューワソフト」を納品媒体に記録させることは必要ですか？将来、OSの更新により特定のアプリケーションは使えなくなる恐れがあるし、記録領域を圧迫してしまうことが考えられると思いますが。	閲覧性の向上に対する現状の対応として、受注者の任意としてビューワソフトを格納して納品できることとしています。 ビューワソフト格納による記憶領域の圧迫に関しては、将来的に保管管理システムでデータ管理をする際にビューワソフトを登録しないことで対応可能と考えています。

No.	項目	ページ	質問	回答
7		P.66	維持管理情報は、P.45表3-2ではPDF形式のみとなっている。施設管理者が資料の再配布や編集加工することは充分考えられるので、PDF形式とオリジナルファイルの両方を提出してもらってはどうか？	維持管理資料の活用は、印刷や閲覧がメインのためPDF形式としています。
8	二重納品の削減について	P.4	電子データで納品した図面・写真・書類については、紙での納品は不要となりますか？ 逆に施工計画書を紙で提出した場合、電子データは不要となりますか？	電子納品の対象書類は、紙納品は不要です。 施工計画書を紙で提出した場合、電子データは不要となります。ただし、電子納品対象書類を紙だけで納品することはできません。
9		P.43	維持管理段階で利活用の高い書類や事前協議による書類の決定について、静岡市がホームページにて公開されている「工事関係書類チェックリスト」では、どの書類が該当しますか？	静岡市がホームページにて公開している「工事関係書類チェックリスト」にて、維持管理で利活用の高い書類は工事写真を除いてありません。
10	図面のオリジナル提出について	P.45	図面はSXF（SFC）形式で提出がありますが、その下層にオリジナルデータも必須提出とあります。 こちらのオリジナル提出については、どのような用途を考えられていますか？	CADオリジナルデータは、納品後の再利用を考えています。
11	図面チェックについて	P.51	SXFブラウザの目視チェックのみでよろしいでしょうか？また、P55に記載があるレイヤ名・参考代表色・線種・線幅などのチェックはどのように行いますか？	現段階では、納品前に受注者、受け取り時に発注者が目視による確認を行ってください。静岡市においても電子納品チェック機能の導入について引き続き検討していきます。
12	図面の数量表について	P.59	積算システムとの利活用のため、5項目が決められていますが、こちらの数量表で沿っていなければ、提出は不可となりますか？	図面データに作図する数量表がある場合は、静岡市電子納品要領・基準（案）に従い作図してください。

No.	項目	ページ	質問	回答
13	写真について	P.61	写真を格納するフォルダ名称については、自由な名称でよろしいでしょうか？ また、テキスト形式で提出した場合の写真ビューワソフトは、受注者が自由に決めてよろしいでしょうか？	写真フォルダの名称は「写真」となります。写真サブフォルダの名称は任意に決定してください。 また、写真ビューワソフトは受注者が任意に決定してください。
14	写真のXML形式の提出について	P.63	市販の写真管理ソフトを使用した場合、「デジタル写真管理情報基準（案）」に沿った提出となるかと思います。その場合、写真のファイル名やフォルダ構成が静岡市基準とは全く異なりますが、「デジタル写真管理情報基準（案）」に沿った提出でよろしいでしょうか？基準案の年度は、最新のものを適応しますか？ また、XML形式で提出した場合、写真のチェックは、国土交通省のチェックシステムで行う必要がありますか？	写真管理ソフトを利用する場合は、ファイル構成や写真ファイル名は静岡市電子納品要領・基準（案）に従うことなく納品することができるため現行通りとします。その際は、適用している年度の基準案を利用してください。 国交省のチェックシステムによりチェックを行う義務はありませんが、これを妨げるものではありません。
15	電子媒体の内容確認について	P.76	電子データに対する内容のチェックは必要ありませんか？	現状においては、作成時納品前に受注者が目視で、受け取り時には発注者が目視で確認してください。
16	表3-8 ファイル名の分類について	P.54	P19 表2-8と同様に、意匠：A、構造S･･･という分類ではないのでしょうか？ 　工事においては、図面のファイル名分類も『建築・電気・・・』と日本語表記になるのでしょうか？	ご指摘の通り、図面データ（CAD）のファイル名における建築分野の略語はアルファベットファイル（建築意匠：A、建築構造:S・・・）となりますので表2-8、表3-8を修正いたします。表2-8、表3-8の修正については正誤表をご覧ください。
17	写真の編集について	P.28 P.63	平成22年6月1日開催の講習会では、写真の加工は明るさ補正も認めない旨説明がありました。 講習会での説明を正としてよろしいですか？	講習会での説明は、国土交通省における写真の編集の考え方について説明をさせていただきました。誤解を与えてしまい申し訳ありませんでした。 静岡市要領P.28、P.63の写真の編集に示す通り、「写真の編集については、原則認めないが、明るさ補正や回転・パノラマ・つなぎ写真等は行ってもよい」となります。
18	pdf格納データについて	P.4	『スキャニングによる電子納品はしない』旨記載がありますが、pdf形式による納品は、特殊なソフトにて作成したデータを直接pdf化したものを対象とし、 取扱説明書等、納品対象であるものの、スキャニングによらなければデータ化できないものは対象外と解釈してよろしいでしょうか？	納品以降の次フェーズ（施工・維持管理等）で使用頻度の低い資料のスキャニングは不要となりますが、利用が必要と考えられる資料についてはスキャニングをお願いします。スキャニングの実施の有無は、事前協議段階等において受発注者協議を行ってください。